

船橋市監査委員告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和7年12月24日

船橋市監査委員

栗林紀子

同 齋藤弘之

同 浦田秀夫

同 日色健人



監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
企画財政部 財政課	令和7年11月21日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
[指摘事項] 契約書に規定する必要事項の記載漏れ 次の契約について、契約不適合に関する条項が契約書から漏れていた。 船橋市契約規則（以下「規則」という。）第30条第2項では、「前項の契約書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りではない。」とされ、規則同条同項第9号に履行の追完及び代金の減額、いわゆる契約不適合責任が掲げられている。また、契約課作成の業務委託契約書標準書式では、第23条に契約不適合に関する条項の記載がされている。 なお、規則同条同項にはただし書きが定められていることから、契約課に見解を確認したところ、契約不適合による担保責任は、主として目的物の給付を行う契約において生じるもので、特に請負契約等の契約不適合が生じうる業務委託契約については、契約上の疑義をなくすためにも、当該規定を盛り込む必要があるとのことであった。 今後は、契約の性質又は目的により規則同条同項第9号が該当するかどうかを適切に判断し、規則に則って適正に事務処理を行うよう徹底されたい。	請負契約等の契約不適合が生じうる業務委託契約については、契約上の疑義をなくすために、当該条文を追加する。 今後、契約事務においては、契約の性質または目的により、規定内容が適切かどうかを判断し、規則に則って適正な事務処理を行うことを徹底する。 再発防止策として、担当者が変更になっても適切に事務手続が行われるために、リスク評価シートに記載し、課内でリスクの周知を図った。 また、契約課作成の業務委託契約書標準様式が更新された場合は、その更新の影響の有無について、起案者は契約締結の決裁伺いに記載することで、複数の担当による確認体制を整えることとした。

○財務会計システム保守・運用支援業務委託 等

所管部署に確認したところ、前回と発注内容に大きな変更がなかったことから、前回の契約書の様式を用いて当該契約書を調製したことにより、契約不適合に関する条項の記載が漏れていたとのことであった。

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
企画財政部 財産管理課	令和7年11月21日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
[指摘事項] 契約書に規定する必要事項の記載漏れ 次の契約について、契約不適合に関する条項が契約書から漏れていた。 船橋市契約規則（以下「規則」という。）第30条第2項では、「前項の契約書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りではない。」とされ、規則同条同項第9号に履行の追完及び代金の減額、いわゆる契約不適合責任が掲げられている。また、契約課作成の業務委託契約書標準書式では、第23条に契約不適合に関する条項の記載がされている。 なお、規則同条同項にはただし書きが定められていることから、契約課に見解を確認したところ、契約不適合による担保責任は、主として目的物の給付を行う契約において生じるもので、特に請負契約等の契約不適合が生じうる業務委託契約については、契約上の疑義をなくすためにも、当該規定を盛り込む必要があるとのことであった。 今後は、契約の性質又は目的により規則同条同項第9号が該当するかどうかを適切に判断し、規則に則って適正に事務処理を行うよう徹底されたい。 ○本庁舎冷温水発生機オーバーホール修繕等 所管部署に確認したところ、前回の契約書の様式を再利用していた一部の契約書について、規則に則しているかの確認が漏れていたため、契約不適合に関する事項の記載漏れを見落としたとのことであった。	前回の契約書の様式を再利用していた一部の契約書について、規則に則しているかの確認が漏れていたため、契約不適合に関する事項の記載漏れを見落としてしまった。 再発防止策として、担当者は、契約日に適用される規則の内容を把握した上で、前回の契約書を踏襲せず業務委託契約書標準書式を参考に契約書を作成し、その契約書に、契約の性質に応じた規則で定める必要事項が記載されているか確認してから起案することとした。 また、各押印者は、決裁時、契約日に適用される規則の内容を確認し、契約の性質に応じた規則で定める必要事項が記載されているかの確認を徹底することとした。

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
総務部 総務法制課	令和7年11月28日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
[指摘事項] 契約保証金の免除規定の適用誤り 次の契約について、相手方に対する契約保証金の免除は可能であったが、該当する規定の適用に誤りがあった。 船橋市契約規則第34条では、各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除することができる」とされている。 今後は、同規則に則って適正に事務処理を行うよう徹底されたい。 ○長崎市平和式典派遣委託事業 契約金額が100万円未満でなかったが、同規則同条第2号の規定により契約保証金を免除していた。 所管部署に確認したところ、同規則同条第5号を適用すべきことを認識していたが、前回使用した契約書を基に今回の契約書を作成する際、第2号から第5号への適切な修正が行われず、前回の記載がそのまま残ってしまい、また、確認の目が行き届かなかったとのことであった。	今回の事案は契約保証金免除の規定を認識し、入札の執行まで適切に事務処理を進めていたが、契約書の作成の段階で修正漏れを起こしてしまったものである。 契約書等の内容のうち、変更になる可能性の高い部分を事前に抽出した上で、それらを集約したチェックリストを作成、決裁時に添付することとし、それを利用して決裁ルート上の職員が確認を行うこととした。 今後、チェックリストを使用して事務処理を行っていくが、適宜内容を見直し、それ以外の内容も適正であるか確認を徹底し、事務処理を行っていく。

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
消防局 財務課	令和7年11月13日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
[指摘事項] 契約保証金の免除規定の適用誤り 次の契約について、相手方に対する契約保証金の免除は可能であったが、該当する規定の適用に誤りがあった。 船橋市契約規則第34条では、各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除することができるとされている。 今後は、同規則に則って適正に事務処理を行うよう徹底されたい。 ○船橋市消防局音楽隊指導業務委託 契約の相手方が同規則第5条に規定する有資格者名簿に登載されていなかったが、同規則第34条第5号の規定により契約保証金を免除していた。 所管部署に確認したところ、毎年同一講師と随意契約を行っていたため、過去2年間に2回以上の契約実績があるとして、同規則第34条第5号が適用できると誤認していたとのことであった。	本件の発生原因については、毎年、同じ講師と随意契約（1者随契）を行っていたため、入札執行に際し契約保証金免除の適用要件に含まれる相手方の入札参加資格の有無を十分に確認しなかったことにある。 今回の指摘を受け、最新の業務委託契約事務の手引きに記載されている「入札参加資格のない者の契約保証金」の取り扱い及び財務会計システムでの入札参加資格の確認方法について改めて課内で確認・周知を行った。 再発防止に向けた取組みとして、今後は過去の処理内容に関わらず、担当者及び係長は根拠法令の確認を行うとともに、必ず、財務会計システムの「相手方検索」にて相手方の入札参加資格情報の確認を徹底するよう指示することとした。

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
消防局 警防課	令和7年11月13日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
[指摘事項] 身分証明書の交付遅れ 船橋市消防団の令和6年4月1日付け入団者12人に関する身分証明書について、同年9月6日の交付となっていた。 船橋市消防団の組織等に関する要綱第9条第2項では、職務に服するときは、常に身分証明書を携帯しなければならないとされている。 所管部署に確認したところ、一部の入団者において身分証明書に貼付する写真の提出が遅れていたこと、また、提出させることについて電話連絡等による継続的な確認を怠ってしまったことにより、身分証明書の交付が遅れてしまったとのことであった。 今後は、同要綱に則って適切な事務処理を行うよう徹底されたい。	令和6年4月1日付け入団者12人の身分証明書の交付にあたり、入団者自身に提出していただく身分証明書の貼付写真について提出が遅れた人がいたこと、また写真の提出が遅れた人への電話連絡等による継続的な確認を怠ったことによって、身分証明書の交付が遅れた。 再発防止として、身分証明書の貼付写真は入団者自身に提出してもらうのではなく、消防団入団申込書を提出する際に消防局で写真撮影を行い、速やかな身分証明書の交付に努めていく。

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
消防局 財務課・警防課	令和7年11月13日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
〔要望事項〕 消防バイクの適切な管理及び更新 消防署所に19台配備されている消防バイクについて、月例点検結果報告書を確認したところ、うち2台がタイヤのパンクにより2か月以上にわたり公道走行ができない状態となっていた。また、その他6台についてもタイヤの摩耗、ひび割れといった劣化が報告されており、現場にて確認したところ、うち1台は「タイヤひび割れ公道走行不可」と張り紙がされていた。 令和元年度第1期定期監査の要望事項に対する措置状況報告において、消防バイクについては、効率的な運用管理を図るため、配備体制を見直し、非常時の活用に適した車種への更新を進めているとされていた。新型コロナウイルス感染症や半導体不足等の影響により更新が進まなかった状況は確認できたものの、配備から30年が経過していることから、今後は、適切に管理したうえで、計画的に更新するよう改めて要望する。	配備から30年経過している消防バイクは、「船橋市消防バイク隊運用要領」に基づき運用及び管理しているところである。 消防バイクの維持管理は市内にバイク修理業者が少ない中、大変苦慮しているところであり、運用している50ccバイクの規格が令和7年11月に生産中止となることから、今後は同型のバイクが更新できなくなるため、現在、運用しているバイクを安価で修理できるものについては継続的に運用し、修理が高額になる場合は廃車するなど、今後の運用等の計画を見直していく。